

被告管理者の びっくり仰天証言！！

前田さん本人訴訟

part I - 1

12月3日開催された、前田さんの裁判（大阪地裁平成26年（ワ）第30003号賃金請求事件）の証人尋問において、被告管理者から、びっくり仰天の証言がありました。

上田助役の証言・・・

経歴（不祥事について・・・）

- 原告前田さん・・・あなたは、今、管理者ですけれども、管理者になる前は駅員とか車掌とか経験がありますか。
- ▲被告上田助役・・・はい、あります。
- 原告前田さん・・・この当時、何か不祥事を起こしていませんか。
- ▲被告上田助役・・・あったかもしれません。
- 原告前田さん・・・割引証の不正使用とか、あなたの所属する労働組合に不正請求とか、そういうことを覚えてませんか。ありませんでしたか。
- ▲被告上田助役・・・あったかもしれません。
- 原告前田さん・・・先ほど、不祥事について不正請求、不正使用、あったかもしれないと答えられましたけれども、その行為は非違行為となりますか。
- ▲被告上田助役・・・非違行為になると思います。
- 原告前田さん・・・そのとき、会社から事情聴取並びに時系列等報告書の作成の指示がありましたか。
- ▲被告上田助役・・・いや、昔の話でしたら、覚えておりません。

以上、証人調書より

この経歴が事実とすれば、管理者の資質として大変問題ですね！
皆さんどう思いますか？

次号に続く・・・

